

児童・教職員に新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者が発生した際の対応マニュアル

気仙沼市立中井小学校

【発生前】

1 児童の感染予防策の徹底（保護者への要請事項）

- (1) 保護者に対して、次に掲げる児童の管理及び速やかな報告を要請する。
- ① 毎朝の検温と健康観察
 - ② 検温結果の「健康観察カード」への記入と学級担任への提出
 - ③ 体温が37.5℃以上の場合の欠席（出停扱い）
 - ④ かぜ症状がある場合（発熱、長引く咳、強いだるさ、味覚の異状等）の登校自粛（出停扱い）
 - ⑤ 校内で体調不良を訴え、37.5℃以上の発熱（平熱を考慮）時は早退と保護者の迎え
 - ⑥ 家庭でのマスクの準備
 - ⑦ 以下のいずれかに該当する場合には、学校への連絡及び新型コロナウイルス感染症専用窓口（※1）へ相談
 - ア 体温37.5℃以上の熱が4日間以上継続した場合
 - イ 強いだるさや息苦しさがある場合
 - ウ 基礎疾患（高血圧、呼吸器疾患、心臓疾患等）がある場合は、かぜの症状や37.5℃以上の発熱、強いだるさや息苦しさが2日程度続く場合
 - ⑧ 新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果についての学校への速やかな報告

2 教職員の感染予防の徹底（個人への要請事項）

- (1) 教職員に対して、次に掲げる自己管理及び速やかな報告を要請する。
- ① 検温と記録
 - ② 発熱などのかぜ症状がある場合は、管理職への連絡及び自宅待機（特休扱い）
 - ③ 以下のいずれかに該当する場合には、管理職への連絡及び新型コロナウイルス感染症専用窓口（※1）への問い合わせ
 - ア 体温37.5℃以上の熱が4日間以上継続した場合
 - イ 強いだるさや息苦しさがある場合
 - ウ 基礎疾患（高血圧、呼吸器疾患、心臓疾患等）がある場合は、かぜの症状や37.5℃以上の発熱、強いだるさや息苦しさが2日程度続く場合
 - ④ 新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果についての学校への速やかな報告
 - ⑤ 家族についても、教職員と同様とする。

※1 新型コロナウイルス感染症専用窓口

宮城県健康電話相談窓口（コールセンター）

TEL 022-211-3883（土・日・祝日を含む24時間対応）

022-211-2882（土・日・祝日を含む24時間対応）

電話での相談が難しい場合

Eメール sodan-corona@pref.miyagi.lg.jp

3 校内での感染予防策

- (1) 児童・教職員に対して、次に掲げる感染予防策を徹底させる。
- ① 家庭での検温を忘れた場合の報告と教室に入る前の検温
 - ② 登校・出勤時の昇降口でのアルコール手指消毒
 - ③ 原則、校内でのマスク着用
ただし、体育の授業や部活動では、児童間の距離を十分にとることで、マスクの着用は不要（文科省からの通知のとおり）
 - ④ 休み時間の手洗いの徹底
 - ⑤ 教室では、なるべく座席を離す
 - ⑥ 教室での、常時欄間窓を開けての換気、休み時間の換気
 - ⑦ 給食前の、配膳台と机の消毒、全員のアルコール手指消毒、給食当番の健康チェック（従来どおり）
 - ⑧ 給食は、班にせず全員前を向いての喫食
 - ⑨ 清掃終了後の手洗い、アルコール手指消毒
 - ⑩ 帰りの会後の、塩素系消毒液等での教室内の消毒
 - ⑪ 下校、退勤時の昇降口でのアルコール手指消毒
 - ⑫ 来校者は名簿へ氏名・来校時間の記入とマスク着用
 - ⑬ 通常の清掃に加えて、出入口、スイッチ、階段の手すり等よく触れるところの拭き取り清掃と消毒

【発生時】

4 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

- (1) 感染者発生の把握、報告及び周知
- ① 感染者が確認された場合には、速やかに気仙沼市教育委員会（学校教育課長に直接 ※2）、気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所 ※3）に報告し、対応について指導を受ける。また、教職員に対しては校内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1・2・3に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。
 - ② 感染者の個人情報等に関することについての情報管理を徹底し、絶対に非難や差別等につながるような指示を徹底する。
 - ③ 感染者に関する情報提供は、県及び市からとし、学校からの提供は絶対に行わない。

※2 気仙沼市教育委員会学校教育課長 22-3441

※3 気仙沼保健福祉事務所（気仙沼保健所） 22-6661

(2) 濃厚接触者の確定及び対応

- ① 保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる児童・教職員を自宅に待機させる。
- ② 濃厚接触者と見込まれる児童及びその保護者には、この事案の守秘の徹底を要請する。教職員には守秘義務を徹底するよう指示する。特に、SNSでの情報提供は禁止する。
- ③ 保健所が濃厚接触者と確定した児童・教職員に対し、必要に応じPCR検査の受検あるいは感染者との最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。
- ④ 濃厚接触者と確定された児童・教職員に対し、発熱または呼吸器症状（軽傷の場合も含む。）を呈した場合には、保健所に連絡してPCR検査を受検するよう促し、速やかにその結果を報告させる。得た結果は、速やかに気仙沼市教育委員会（学校教育課長に直接）に報告し、その後の指導を受ける。

5 感染者、濃厚接触者以外の児童・教職員の対応

- (1) 感染者、濃厚接触者以外の児童・教職員の対応は、宮城県、気仙沼市、気仙沼市教育委員会の指示によるものとする。
- (2) 臨時休業となった場合、学校からのメールやホームページをとおして、1・2に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。

6 施設設備等の消毒

- (1) 保健所が必要と判断した場合には、校内の消毒を行う。
- (2) 消毒は保健所の指示で行う。

7 学校の再開

- (1) 学校の再開は、気仙沼市教育委員会の指示による。
- (2) 学校再開前に、必要に応じて感染予防策を見直すとともに、その対策を徹底する。
- (3) 感染者、濃厚接触者とされた児童・教職員の心のケアには十分に配慮するとともに、必要に応じては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を依頼する。
- (4) 感染者、濃厚接触者とされた児童・教職員が不利益を被ったり、非難や差別等をされたりしていないか等注視する。必要に応じては、関係機関と相談し厳しくその対応にあたる。
- (5) 臨時休業分の授業の遅れを解消するために、各教科・領域の年間指導計画を修正するとともに、授業時数確保のための行事の精選などを行い、児童が不利益を被らないよう対応する。